

# 事 務 事 業 評 価

平成 24 年度

担当グループ 税務グループ

基本事項	事務事業名	納税協力組合報奨金				整理番号	0401	
	根拠法令等	島原市納税協力組合規則			実施を義務付ける規定		○ あり ● なし	
	関連する市勢振興計画の基本計画	章 第11章 持続的発展を目指した健全な財政を運営す▼	予算科目	2 款 2 項 2 目	● 継続 ○ 新規			
事業の目的・実施状況等	事業の背景 (課題、市民の要望等)	昭和26年納税貯蓄組合法が制定、施行された。これにより全国どの地域にも納税組合が設立され、関係税務機関と一体となって期限内納付の推進を図られたもの。ただし、本市にある納税協力組合は納税貯蓄組合法に基づく組合ではなく、任意の団体である。				計画期間	始期	昭和 28 年から
	事業の対象及び目的 (誰に、何を、どのような状態にしたいのか)	納税協力組合員の市税及び国民健康保険税の納付率を100%にする。						
	目的達成のための手段・方法	組合に対して報奨金として、 奨励金: 納付金額の1% 手数料: 納付金額の1%、納付書1通につき10円を交付する。						
	成果指標 (意図する状態の達成度を図るものさし)	名 称 等 ( 内 容 )		単位	22 年度	23 年度	24 年度	
		① 納税組合における納付率		目標	100	100	100	
				実績	99.64	99.69		
	活動指標 (意図する状態達成のために実施する活動等)	①		目標				
				実績				
		②		目標				
	事業費等の推移	年度		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
区分		実績値	実績値	実績値	実績値	予算	計画	
① 直接事業費(千円)		17,935	16,276	14,264	13,653	13,376	13,000	
財源内訳		国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		そ の 他 一 般 財 源	17,935	16,276	14,264	13,653	13,376	13,000
② 従事職員給与費 b1×b2		1,144	1,146	1,147	1,158	1,164	0	
従事職員数(人) b1		0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	
職員平均人件費 b2		7,153	7,162	7,168	7,236	7,277		
事業費合計 ① + ②		19,079	17,422	15,411	14,811	14,540	13,000	

【1次評価】

◎事務事業の評価項目と評価の視点		評価内容（判断理由、課題等）	
目的妥当性	①住民ニーズの変化等により事業の必要性や役割は変わっていないか	A=変わっていない B=一部変わった C=変わった 組合員の高齢化や個人情報保護等により組合自体が減少している。また、時代の変化に伴いプライバシー意識が強くなっているため、組合への新規加入が少なくなっている。	判定 B
	②事業を民間(NPO、市民、ボランティア等)に任せることはできないか	A=可能でない B=一部は可能 C=可能である	A
	③対象等は事業目的に見合っているか、拡大や絞込む必要はないか、見直しによる費用対効果の向上が図られないか	A=概ね適切 B=改善の余地あり C=見直しが必要 対象は、納税義務者である。	A
有効性	④事業の実施により初期の目的や目標がどの程度達成されているか	A=達成している B=一部達成している C=あまり達成していない 納付率は約99.7%と、高い水準にある。	A
	⑤成果の状況を踏まえ、手段等を工夫したり事業内容を見直すことで、成果をさらに向上させる余地はありませんか	A=十分成果が得られている B=検討の余地あり C=見直しが必要 ④に同じ	A
効率性	⑥活動量や成果を下げずにコストを削減できないか、投入された資源量に見合う結果が得られているか、改善の余地はありませんか	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 報償金の算定基礎数値の見直し。(現在、納付額の2%及び納付書1件につき10円)しかし、過去基礎数値を減額しており、減額した際、組合の解散等に繋がった。	A
	⑦事業の効率性を上げるため、他の事業との統合や事務の省力化など見直す余地はありませんか	A=見直す余地はない B=統合等、検討の余地あり C=見直しが必要 市税の口座振替による納付への移行を推進する。	B
	⑧組織間の連携や役割分担に改善の余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要	A
公平性	⑨事業の対象者全員に偏りなくサービスが提供されていますか。全体コストから見て受益者の負担割合は適切か、使用料等の見直しの余地はありませんか。	A=概ね適切 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要 組合未加入者(自主納付者、口座振替による納付者)との不公平感がある。特に医師会(報償金が高額)	B
	⑩市民参加、市民協働が配慮されているか、市民参加を拡大する余地や、新たに取り組む余地がないか	A=概ね適切・現状維持 B=検討・改善の余地あり C=見直しが必要	A
			判定評点平均 A=3、B=2、C=1、「-」=0として換算 2.70

◎総合評価

評価結果	<input checked="" type="radio"/> A 継続実施(特段の見直しは行わない)	判断理由	納税協力組合については、組合員の高齢化や個人情報保護等により組合自体が解散するなど減少傾向にあり、また、時代の変化に伴いプライバシー意識が強くなっていることなどにより、組合への新規加入が少なくなっている状態ではあるが、納税組合による納付率は、約99.7%と高い水準で推移していることを考慮すれば、事業として継続実施が望ましい。
	<input type="radio"/> B 改善・見直しを行う		
	<input type="radio"/> B1 事業規模の拡充		
	<input type="radio"/> B2 事業規模の縮小		
	<input type="radio"/> B3 事業内容の改善・見直し		
	<input type="radio"/> B4 その他の見直し		
<input type="radio"/> C 休止(隔年実施などへの変更)			
<input type="radio"/> D 廃止(終期の設定等を含む)			
今後の課題及び改善策、見直しの状況	(実施上の課題等) 諫早市、大村市、雲仙市、南島原市については、廃止。佐世保市も平成26年3月での廃止が決定されている。組合がなくとも100%納付が見込めるものも多く、廃止に伴い口座振替に移行してもらえば、費用対効果から見て、廃止が望ましいと考える。 ただし、町内会・自治会においては、納税組合報奨金を町内会・自治会の活動費に充てられているところも多く(特に有明地区に多い)、廃止した場合、町内会・自治会の活動への影響が懸念される。		

【2次評価】

総合判定	B2見直しのうえで実施 ⇒ 事業規模を縮小
備考	口座振替やコンビニ収納制度の導入等により納税者の利便性は、制度創設時と比べ大きく向上し、県内でも多くの自治体で廃止されている。市税に対する報奨金額の約3分の1を一部の高額所得者で構成する職業組合が占めている。プライバシー保護の問題や費用対効果の観点から事業の見直しが必要と思われる。

【3次評価】

総合判定	D 廃止
備考	本報奨金が町内会・自治会の活動費となっていることや国民健康保険税納付率低下による調整交付金への影響、プライバシーの問題等について、終期を定め整理・検討し廃止する。

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況		
① <input type="checkbox"/> 事業費縮減(事業の見直し)	③ <input type="checkbox"/> 成果向上に向けた事業費増加	↓ 予算措置額の増減 (千円)
② <input type="checkbox"/> 民間委託等によるコストの縮減	④ <input type="checkbox"/> 事務の効率化による現状維持(事業内容の拡充)	